

令和2年（2020年）
第4回定例会

議案概要

東京都町田市

議案概要

議案名	第 106 号議案 町田市非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 学校運営協議会の設置に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 学校運営協議会委員の報酬額に関する規定を加えます。 ・ 年額 36,000 円 ○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 47 条の 5			
【学校運営協議会について】 ○ 町田市教育プラン 2019-2023 において、「学校運営協議会」を 2021 年度に設置することを計画しています。 ○ 学校運営協議会は、「学校運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関」として、保護者及び地域住民等が学校運営への参画や連携・協力を推進することにより、学校運営の課題解決や児童生徒の健全育成に取り組むことを目的としています。 ○ 学校運営協議会は、上記法律で「教育委員会規則で定める」と規定していることから、「町田市立学校における学校運営協議会の設置等に関する規則」（2020 年 10 月 8 日公布、2021 年 4 月 1 日施行）に基づき、設置します。 ○ 2009 年度から設置していたスクールボード協議会から学校運営協議会へ移行します。			
スクールボード協議会 (2021 年 3 月 31 日まで) ・ 合議体*でない。 ・ 学校長が必要に応じて、学校運営に関する意見を保護者や地域住民等から聞く。		学校運営協議会 (2021 年 4 月 1 日から) ・ 合議体*である。 ・ 学校長が作成した学校運営に関する基本方針を承認する。 ・ 学校の特色にあった教職員の人的配置について意見(特定の職員の任用に関する事項を除く。)を述べることができる。	
※複数の構成委員の合議によってその意思を決定する組織体をいいます。			
○ 学校運営協議会は、小中学校 61 か所(大戸小と武蔵岡中は、両校で 1 つ)に設置予定です。			
問合せ先	総務部 職員課長 横山 学校教育部 指導課長 小池	電話	724-2761 724-2867

議案概要

議案名	第 107 号議案 町田市地域センター条例の一部を改正する条例			
【議案提出の目的】				
玉川学園コミュニティセンターの開所に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。				
【議案の内容】				
○ 玉川学園コミュニティセンターに関する規定を加えます。				
名称		位置		
町田市玉川学園コミュニティセンター		町田市玉川学園二丁目 19 番 12 号		
1 施設使用料				
施設の名称	使用単位及び使用料			
	午前（午前 9 時から正午まで）	午後（午後 1 時から午後 5 時まで）	夜間（午後 5 時 30 分から午後 10 時まで）	全日（午前 9 時から午後 10 時まで）
ホール	1,520 円	2,080 円	2,080 円	5,680 円
多目的室 1A（保育室）	300 円	400 円	400 円	1,100 円
多目的室 1B	300 円	400 円	400 円	1,100 円
多目的室 2	610 円	860 円	860 円	2,330 円
多目的室 3	610 円	860 円	860 円	2,330 円
多目的室 4	610 円	860 円	860 円	2,330 円
2 附属設備使用料				
附属設備の名称		使用料		
グランドピアノ（ホール内）		半日につき 520 円 全日につき 830 円		
○ 各室の使用料は、他の地域センターの同規模の面積を有する施設を参考に設定しました。				
(例) ・ホールについては、なるせ駅前市民センター(ホール)と同規模、同額				
・多目的室 1A、1B は、なるせ駅前市民センター(第 2A 会議室、第 2B 会議室)と同規模、同額				
・多目的室 2、3、4 は、木曽森野コミュニティセンターの(和室)やつくし野コミュニティセンターの(音楽室)と同規模、同額				
○ 公布の日から起算して 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行します。(2021 年 5 月の開所を予定しています。)				
問合せ先	市民部 市民総務課長 中村		電話	724-4346

議案概要

議案名	第 108 号議案 町田市フォトサロン条例の一部を改正する条例														
【議案提出の目的】 町田市フォトサロンの施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。															
【議案の内容】 ○ 町田市フォトサロンの施設の利用料金を改めます。															
(2021 年 6 月 30 日まで) <table border="1"><thead><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>改正前利用料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>第 1 展示室（附属設備を含む。）</td><td>1 日</td><td>2,090 円</td></tr><tr><td>第 2 展示室（附属設備を含む。）</td><td>1 日</td><td>1,040 円</td></tr></tbody></table> ➡ (2021 年 7 月 1 日から) <table border="1"><thead><tr><th>改正後利用料金</th></tr></thead><tbody><tr><td>3,130 円</td></tr><tr><td>1,560 円</td></tr></tbody></table>				区分	単位	改正前利用料金	第 1 展示室（附属設備を含む。）	1 日	2,090 円	第 2 展示室（附属設備を含む。）	1 日	1,040 円	改正後利用料金	3,130 円	1,560 円
区分	単位	改正前利用料金													
第 1 展示室（附属設備を含む。）	1 日	2,090 円													
第 2 展示室（附属設備を含む。）	1 日	1,040 円													
改正後利用料金															
3,130 円															
1,560 円															
○ 利用料金は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。															
○ 改定の引き上げ幅は、現行の利用料金の 1.5 倍です。															
○ 2021 年 7 月 1 日から施行します。															
問合せ先	文化スポーツ振興部	文化振興課長 神谷	電話 724-2184												

議案概要

議案名		第 109 号議案 町田市体育施設条例の一部を改正する条例																																																													
【議案提出の目的】																																																															
町田市立総合体育館及び町田市立室内プールの施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。																																																															
【議案の内容】																																																															
○ 町田市立総合体育館の施設のうち、専用利用する場合で、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合の利用料金を改めます。																																																															
[例] <メインアリーナを専用利用する場合の利用料金(スポーツに利用する場合)>																																																															
(2021 年 3 月 31 日まで)																																																															
(2021 年 4 月 1 日から)																																																															
<table><tr><th rowspan="3">施設の名 称等</th><th rowspan="3">利用 単位</th><th colspan="4">改正前利用料金</th><th colspan="4">改正後利用料金</th></tr><tr><th rowspan="2">入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合</th><th colspan="3">入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合</th><th rowspan="2">入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合</th><th colspan="3">入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合</th></tr><tr><th>入場料が 1,000 円 以下の金 額るとき</th><th>入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額るとき</th><th>入場料が 3,000 円 以上の金 額るとき</th><th>入場料が 1,000 円 以下の金 額るとき</th><th>入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額るとき</th><th>入場料が 3,000 円 以上の金 額るとき</th></tr><tr><td>メインア リーナ (全面)</td><td>3 時間</td><td>9,110 円</td><td>18,220 円</td><td>27,340 円</td><td>36,450 円</td><td>9,110 円</td><td>27,330 円</td><td>41,010 円</td><td>54,670 円</td></tr><tr><td>メインア リーナ (2/3 面)</td><td>3 時間</td><td>6,070 円</td><td>12,150 円</td><td>18,220 円</td><td>24,300 円</td><td>6,070 円</td><td>18,220 円</td><td>27,330 円</td><td>36,450 円</td></tr><tr><td>メインア リーナ (1/3 面)</td><td>3 時間</td><td>3,030 円</td><td>6,070 円</td><td>9,110 円</td><td>12,150 円</td><td>3,030 円</td><td>9,100 円</td><td>13,660 円</td><td>18,220 円</td></tr></table>										施設の名 称等	利用 単位	改正前利用料金				改正後利用料金				入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料が 1,000 円 以下の金 額るとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額るとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額るとき	入場料が 1,000 円 以下の金 額るとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額るとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額るとき	メインア リーナ (全面)	3 時間	9,110 円	18,220 円	27,340 円	36,450 円	9,110 円	27,330 円	41,010 円	54,670 円	メインア リーナ (2/3 面)	3 時間	6,070 円	12,150 円	18,220 円	24,300 円	6,070 円	18,220 円	27,330 円	36,450 円	メインア リーナ (1/3 面)	3 時間	3,030 円	6,070 円	9,110 円	12,150 円	3,030 円	9,100 円	13,660 円	18,220 円
施設の名 称等	利用 単位	改正前利用料金				改正後利用料金																																																									
		入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合																																																								
			入場料が 1,000 円 以下の金 額るとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額るとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額るとき		入場料が 1,000 円 以下の金 額るとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額るとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額るとき																																																						
メインア リーナ (全面)	3 時間	9,110 円	18,220 円	27,340 円	36,450 円	9,110 円	27,330 円	41,010 円	54,670 円																																																						
メインア リーナ (2/3 面)	3 時間	6,070 円	12,150 円	18,220 円	24,300 円	6,070 円	18,220 円	27,330 円	36,450 円																																																						
メインア リーナ (1/3 面)	3 時間	3,030 円	6,070 円	9,110 円	12,150 円	3,030 円	9,100 円	13,660 円	18,220 円																																																						
○ 町田市立室内プールの施設のうち、個人利用の場合のプールの利用料金を改めます。																																																															
(2021 年 3 月 31 日まで)																																																															
(2021 年 4 月 1 日から)																																																															
<table><tr><th>区分</th><th>単位</th><th>改正前利用料金</th><th>改正後利用料金</th></tr><tr><td>大人</td><td>1 回</td><td>310 円</td><td>460 円</td></tr><tr><td>子ども (小学生及び中学生) ※</td><td>1 回</td><td>100 円</td><td>150 円</td></tr><tr><td>65 歳以上の者及び障がい者</td><td>1 回</td><td>100 円</td><td>150 円</td></tr></table>										区分	単位	改正前利用料金	改正後利用料金	大人	1 回	310 円	460 円	子ども (小学生及び中学生) ※	1 回	100 円	150 円	65 歳以上の者及び障がい者	1 回	100 円	150 円																																						
区分	単位	改正前利用料金	改正後利用料金																																																												
大人	1 回	310 円	460 円																																																												
子ども (小学生及び中学生) ※	1 回	100 円	150 円																																																												
65 歳以上の者及び障がい者	1 回	100 円	150 円																																																												
※子ども (小学生及び中学生) の利用料金は、7 月 21 日から 8 月 31 日までの期間の利用料金で、これ以外の期間は無料です。																																																															
○ 利用料金は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。																																																															
○ 改定の引き上げ幅は、現行の利用料金の 1.5 倍です。																																																															
○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。																																																															
問合せ先		文化スポーツ振興部 スポーツ振興課長 石田				電話		724-4036																																																							

議案概要

議案名	第 1 1 0 号議案 町田市子どもセンター条例の一部を改正する 条例		
【議案提出の目的】 小山田中学校区に小山田子どもクラブを設置するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 小山田子どもクラブに関する規定を加えます。 ・ 名称 小山田子どもクラブ ・ 位置 町田市小山田桜台二丁目 1 番地 2 ○ 公布の日から起算して 1 年 6 月を超えない範囲内において規則で定める日から施行しま す。(2022 年 3 月の開館を予定しています。)			
問合せ先	子ども生活部 児童青少年課長 早出	電話	724-4097

議案概要

議案名	第 1 1 1 号議案 町田市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 子ども・子育て支援法の改正に伴い、関係する規定を整備するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 子ども・子育て支援法の条項番号に合わせて、条例で引用している条項番号を改めます。 ・「第 43 条第 3 項」 → 「第 43 条第 2 項」 ○ 公布の日から施行します。			
【関係法令】 ○ 地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律(令和 2 年法律第 41 号)第 1 条(子ども・子育て支援法の一部改正)			
問合せ先	子ども生活部 保育・幼稚園課長 櫻井	電話	724-2138

議案概要

議案名	第 1 1 2 号議案 町田市市民農園条例の一部を改正する条例		
【議案提出の目的】 町田市市民農園の使用料を改定するため、所要の改正をするものです。			
【議案の内容】 ○ 町田市市民農園の使用料を改めます。			
		(2021 年 3 月 31 日まで)	(2021 年 4 月 1 日から)
単位	改正前使用料		改正後使用料
1 平方メートル当たり月額	50 円		65 円
○ 使用料は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。			
○ 改定の引き上げ幅は、現行の使用料の 1.3 倍です。			
○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。			
問合せ先	経済観光部 農業振興課長 粕川		電話 724-2166

議案概要

議案名		第 1 1 3 号議案 町田市立公園条例の一部を改正する条例																																																		
【議案提出の目的】																																																				
山王塚公園グラウンドの整備に伴い施設の利用時間、利用料金等を設定するため、並びに町田市立陸上競技場及び小野路球場の施設の利用料金を改定するため、所要の改正をするものです。																																																				
【議案の内容】																																																				
○ 山王塚公園グラウンドの施設に関する規定を加えます。																																																				
<table><tr><th>名称</th><th>利用時間</th><th>利用料金</th></tr><tr><td>山王塚公園グラウンド</td><td>午前 8 時から午後 6 時まで</td><td>2,090 円/2 時間 30 分※</td></tr></table>						名称	利用時間	利用料金	山王塚公園グラウンド	午前 8 時から午後 6 時まで	2,090 円/2 時間 30 分※																																									
名称	利用時間	利用料金																																																		
山王塚公園グラウンド	午前 8 時から午後 6 時まで	2,090 円/2 時間 30 分※																																																		
※入場料の徴収又はこれに類する取扱いをしない場合の利用料金です。利用料金については、他の同種・同規模の施設(藤の台球場)を参考に設定しました。																																																				
○ 町田市立陸上競技場及び小野路球場の施設のうち、専用利用する場合で、入場料の徴収又はこれに類する取扱いをする場合等の利用料金を改めます。																																																				
[例] <運動施設を専用利用する場合の利用料金(スポーツに利用する場合)>																																																				
(2021 年 3 月 31 日まで) (2021 年 4 月 1 日から)																																																				
<table><tr><th rowspan="3">有 料 公 園 施 設 の 名 称</th><th rowspan="3">利 用 単 位</th><th colspan="4">改正前利用料金</th><th rowspan="3">→</th><th colspan="4">改正後利用料金</th></tr><tr><th rowspan="2">入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合</th><th colspan="3">入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合</th><th rowspan="2">入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合</th><th colspan="3">入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合</th></tr><tr><th>入場料が 1,000 円 以下の金 額のとき</th><th>入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額のとき</th><th>入場料が 3,000 円 以上の金 額のとき</th><th>入場料が 1,000 円 以下の金 額のとき</th><th>入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額のとき</th><th>入場料が 3,000 円 以上の金 額のとき</th></tr><tr><td>町田市立 陸上競技 場</td><td>2 時間</td><td>9,420 円</td><td>18,850 円</td><td>28,280 円</td><td>37,710 円</td><td></td><td>9,420 円</td><td>28,270 円</td><td>42,420 円</td><td>56,560 円</td></tr><tr><td>小野路球 場</td><td>2 時間</td><td>5,230 円</td><td>10,470 円</td><td>15,710 円</td><td>20,950 円</td><td></td><td>5,230 円</td><td>15,700 円</td><td>23,560 円</td><td>31,420 円</td></tr></table>						有 料 公 園 施 設 の 名 称	利 用 単 位	改正前利用料金				→	改正後利用料金				入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合			入場料が 1,000 円 以下の金 額のとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額のとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額のとき	入場料が 1,000 円 以下の金 額のとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額のとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額のとき	町田市立 陸上競技 場	2 時間	9,420 円	18,850 円	28,280 円	37,710 円		9,420 円	28,270 円	42,420 円	56,560 円	小野路球 場	2 時間	5,230 円	10,470 円	15,710 円	20,950 円		5,230 円	15,700 円	23,560 円	31,420 円
有 料 公 園 施 設 の 名 称	利 用 単 位	改正前利用料金						→	改正後利用料金																																											
		入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合						入場料の 徴収又は これに類 する取扱 いをしな い場合	入場料の徴収又はこれに類する 取扱いをする場合																																										
			入場料が 1,000 円 以下の金 額のとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額のとき	入場料が 3,000 円 以上の金 額のとき	入場料が 1,000 円 以下の金 額のとき	入場料が 1,000 円 を超え 3,000 円 未満の金 額のとき			入場料が 3,000 円 以上の金 額のとき																																										
町田市立 陸上競技 場	2 時間	9,420 円	18,850 円	28,280 円	37,710 円		9,420 円	28,270 円	42,420 円	56,560 円																																										
小野路球 場	2 時間	5,230 円	10,470 円	15,710 円	20,950 円		5,230 円	15,700 円	23,560 円	31,420 円																																										
○ 利用料金は、「受益者負担の適正化に関する基本方針」に基づき、市民生活に欠かすことのできない基礎的サービスかどうか、民間で類似サービスが提供されているかどうかという視点等のほか、民間での設定料金や近隣自治体の類似サービスにおける受益者負担額を勘案して決定しています。																																																				
○ 改定の引き上げ幅は、現行の利用料金の 1.5 倍です。																																																				
○ 2021 年 4 月 1 日から施行します。																																																				
問合せ先		都市づくり部 公園緑地課 公園管理担当課長 中村			電話	724-4399																																														

議案概要

議案名	第 1 1 4 号議案 玉川学園コミュニティセンター改築工事請負契約の変更契約		
【議案提出の目的】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、感染防止対策のための作業日数の増加及び作業員の確保が困難なことにより、工事の進捗に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021 年 1 月 29 日を 2021 年 3 月 22 日に変更する。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 玉川学園コミュニティセンター改築工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 809,708,400 円 ○ 契約相手方 東京都八王子市大横町 14 番 25 号シャンテビル 4 階 株式会社 松尾工務店 多摩営業所 所長 塩見 克也 ○ 工 期 変更前の工期 2018 年 12 月 21 日から 2021 年 1 月 29 日まで 変更後の工期 2018 年 12 月 21 日から 2021 年 3 月 22 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 市民部 市民総務課長 中村	電話	724-2523 724-1293 724-4346

議案概要

議案名	第 1 1 5 号議案 町田市立陸上競技場観客席増設工事請負契約の変更契約		
【議案提出の目的】 新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、施工可能日数の減少、感染防止対策のための作業日数の増加及び作業員の確保が困難なことにより、工事の進捗に遅れが生じているため、工期の変更契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021 年 2 月 15 日を 2021 年 3 月 31 日に変更する。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 町田市立陸上競技場観客席増設工事 ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 3,286,536,000 円 ○ 契約相手方 東京都豊島区長崎五丁目 1 番 34 号 西武建設株式会社 東京支店 取締役執行役員支店長 加藤 智之 ○ 工 期 変更前の工期 2019 年 8 月 29 日から 2021 年 2 月 15 日まで 変更後の工期 2019 年 8 月 29 日から 2021 年 3 月 31 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新	電話	724-2523 724-1293 724-4398

議案概要

議案名		第 1 1 6 号議案 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事 請負契約の変更契約	
【議案提出の目的】 町田市立陸上競技場観客席増設工事の工期の変更に伴い、附帯工事である本工事の工期を併せて変更するため、変更契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021 年 2 月 15 日を 2021 年 3 月 31 日に変更する。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 町田市立陸上競技場観客席増設電気設備工事 ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 382,437,000 円 ○ 契約相手方 東京都港区芝三丁目 24 番 7 号 栗原・協立特定建設工事共同企業体 代表者 栗原工業株式会社 東京本店 取締役本店長 石田 男一 ○ 工 期 変更前の工期 2019 年 8 月 29 日から 2021 年 2 月 15 日まで 変更後の工期 2019 年 8 月 29 日から 2021 年 3 月 31 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 財務部 営繕課長 武井 (事業内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新		電話 724-2523 724-1293 724-4398

議案概要

議案名		第 1 1 7 号議案 野津田公園拡張区域整備工事（その 1）請負契約の変更契約	
【議案提出の目的】 野津田公園北側拡張区域に整備する多目的グラウンドに設置する防球ネットへの避雷設備の追加及び工事区域内における埋蔵文化財調査の実施による工事の進捗の遅れのため、契約金額及び工期の変更契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 契約金額の変更 ・ 契約金額を 771, 447, 600 円から 786, 921, 300 円に変更する（15, 473, 700 円増）。 ・ 今回が第 3 回目の変更となり、これまでの変更と合わせた変更額の累計が当初契約金額の 1 割を超えることになります。 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021 年 2 月 26 日を 2021 年 3 月 25 日に変更する。 ○ 主な追加工事の内容 ・ 避雷針設備工事の追加			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契約目的 野津田公園拡張区域整備工事（その 1） ○ 契約方法 条件付一般競争入札 ○ 契約金額 変更前の金額 771, 447, 600 円 変更後の金額 786, 921, 300 円 ○ 契約相手方 東京都立川市柴崎町二丁目 12 番 20 号 大日本・岳大特定建設工事共同企業体 代表者 大日本土木株式会社 立川営業所 所長 吉安 彰 ○ 工 期 変更前の工期 2019 年 9 月 30 日から 2021 年 2 月 26 日まで 変更後の工期 2019 年 9 月 30 日から 2021 年 3 月 25 日まで			
問合せ先	(契約内容) 財務部 契約課長 山本 (工事内容) 都市づくり部 公園緑地課長 新		電話 724-2523 724-4398

議案概要

議案名	第 1 1 8 号議案 忠生 7 3 2 号線（尾根緑道）道路改良工事請負契約の変更契約		
【議案提出の目的】 工事施工にあたって移設する電柱について、関係機関との協議に時間を要したため、工期の変更契約を締結するものです。			
【議案の内容】 ○ 履行期限の変更 ・ 履行期限について 2021 年 2 月 24 日を 2021 年 3 月 25 日に変更する。			
【議案の法的根拠】 ○ 地方自治法第 96 条第 1 項第 5 号（契約の締結） ○ 地方自治法施行令第 121 条の 2 第 1 項（議決に付すべき契約の基準） ○ 議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第 2 条（議決に付すべき契約）			
【契約の概要】 ○ 契 約 目 的 忠生 732 号線（尾根緑道）道路改良工事 ○ 契 約 方 法 条件付一般競争入札 ○ 契 約 金 額 166,635,810 円 ○ 契約相手方 東京都町田市原町田六丁目 22 番 9 号 株式会社石井工務店 代表取締役社長 若林 克典 ○ 工 期 変更前の工期 2020 年 6 月 26 日から 2021 年 2 月 24 日まで 変更後の工期 2020 年 6 月 26 日から 2021 年 3 月 25 日まで			
問合せ先	（契約内容）財務部 契約課長 山本 （工事内容）道路部 道路整備課長 岩岡	電話	724-2523 724-1125